「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2(案)」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理(案)」に 対する意見募集に対して提出された意見と考え方

(意見募集期間:令和4年4月27日(水)から同年5月26日(木)まで)

No.	意見提出者 (順不同)	案に対する意見及びその理由	考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	一般社団法人 日本経 済団体連合会 デジタ ルエコノミー推進委員 会企画部会データ戦略 WG	「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2 (案)」への意見 (全般) ・情報銀行は、本人のコントローラビリティを高め、個人情報を含むパーソナルデータの流通・活用を促進することを目指す取組みであり、日本型のデータ流通インフラとして、その普及が強く期待される。情報銀行の改として、そのもとには、指針を見直すだけでなく、多様な事業者の参加を促す仕組みを検討することが重要である。加えて、データ交換のためには、だービスを自由に選択できるようにするたサービスを自由に選択できるようにするといが重要である。加えて、データ交換の標準化や、データの品質向上など、情報は行および取り扱うデータの活用価値を向上させる取組みを推進すべき。	多様な事業者参加を促す仕組みや、情報銀行及び取扱いデータの活用価値を向上させる取組みが必要との点についてはご指摘のとおり。総務省予算事業においても、情報銀行を介したデータポータビリティや地方自治体との連携、準公共分野のデータ利活用のための検証等を通じ、情報銀行やデータの活用価値の向上のための取組を進めている。情報銀行の更なる普及の観点のために必要な施策については検討会の場でも議論し、認定団体等と協力して実施していきたい。	無
		Ⅲ 適用範囲5頁1 本指針の基本的な運用について(3)本指針の対象とする事業における個人情報の範囲	情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについては、令和3年度総務省予算事業の結果も踏まえ、検討会での議論を再開する。 要配慮個人情報となるゲノム情報等も検討の	無

・本指針案の9頁では、健康・医療分野の個 対象から外すものではないが、特有の配慮が必 人情報のうち「要配慮個人情報に該当しな 要と考えられるため、情報の性質に鑑みた適正 な規律の在り方を検討していきたい。 い」情報が取扱可能とされているが、健康・ 医療分野で取り扱う個人情報の多くは要配 慮個人情報を含むため、多くの事業が認定の 対象外となる。健康・医療分野における情報 銀行の活用を本人が納得する形で促進でき るよう、要配慮個人情報の取扱いについて早 急に議論し結論を得るべき。 その際、活用ニーズの高い遺伝子情報等の 情報についても議論の対象とすべき。 Ⅲ 情報信託機能の認定基準 「Ⅲ 情報信託機能の認定基準」における「情報 | 有 銀行」は、いずれも認定事業者ないし認定を受 18 頁 ける事業者を想定したものであるが、ご指摘の 2 情報セキュリティ・プライバシー保護 ような誤解を避ける観点から、18頁の該当箇所 (3) プライバシー保護対策 を「現状本指針において情報銀行における要配 (プロファイリングに関する情報銀行の対 慮個人情報の取扱いは認められていない」と修 正したい。 ・本指針案の5頁では「認定は任意のもので あり、認定を受けることが情報銀行事業を行 うために必須ではない」、「本指針では、情報 銀行が利用者個人から委任を受けて管理及 び第三者提供を行う個人情報として、要配慮 個人情報を含む事業は、認定の対象としな い」と記載されているため、認定を受けてい ない情報銀行における要配慮個人情報の取 扱いは認められている。他方、本指針案の18 頁では「現状において情報銀行における要配 慮個人情報の取扱いは認められていない」と

		の記載があり、認定を受けていない情報銀行		
		における要配慮個人情報の取扱いが認めら		
		れないと誤解される可能性があるため、記載		
		の内容を修正すべき。		
2	【個人1】	「意見対象箇所」	対応フローにつき、要配慮個人情報の削除、情	無
		III 適用範囲	報銀行による工程の見直し・是正方法の検討を	,
		個人情報の範囲	認定は認定団体により行われることから、仮に	
		1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	生じた事象の報告義務を定める場合、報告先は	
		三者提供を行う個人情報として、要配慮個人		
		一有旋阵を打了個八情報として、安配應個人 情報を含む事業は、認定の対象としない	そして、意図せず要配慮個人情報を取得・推知	
		情報を占む事業は、祕足の対象としない。		
			した場合を全て報告の対象とするのか等、具体	
		5-4-1-3	的な対応内容については、実務上の対応可能性	
		[意見]	等も踏まえ認定団体において検討の上定める	
		情報銀行による個人情報の取扱いの結果	-	
			違反の程度や対応の内容等次第では、認定基準	
		せず、要配慮個人情報を情報銀行が入手して	への違反を構成するものとして、認定団体によ	
		しまう事象(「当該事象」)が生じた場合の法	り認定の停止等の対応も想定される。	
		的効果及び対応フローについて、本指針では		
		どのような内容を想定しているのか。		
		一つ考えられるのは、次のような法的効果		
		及び対応フローだが、この理解でよいか。		
		・情報銀行は、当該要配慮個人情報はすべて		
		削除する。		
		・情報銀行は、当該要配慮個人情報を生ぜし		
		めた取扱いの工程を見直し、次回以降は要配		
		慮個人情報を生じる可能性が低くなるよう		
		に取扱いの是正方法(「当該再発防止策」)を		
		に収扱いツルエカ仏(ヨ政行光別工界」)を		

		検討する ・情報銀行は、IT 連又は総務省に対して当該事象及び当該再発防止策について報告する ・仮に当該再発防止策が不十分と IT 連又は総務省が判断した場合、当該情報銀行の認定は、一時停止又は取消しされる		
3	【個人2】	[意見対象箇所] III 情報信託機能の認定基準 1 (2) i 「情報は情報銀行が管理し、提供先第三者には転記・複写禁止の契約を締結し、一覧での閲覧や任意検索ができない方法で、一人分のみ検索できる技術的対策を施した上で、必要な情報の閲覧のみができることとする」	認定団体において検討の上、必要に応じて定め	無
		[意見] 当該方法の具体的な操作方法についても 記載を充実させてほしい。情報銀行ビジネス に新規参入しようとしている事業者も読め ば手をすぐ動かして必要な仕組みの設計が できるような指針にしていただきたい。		

総論問題ないものの各論で異論あり。

指針の全体として、「情報信託機能受託企業が、情報信託機能受託企業でない他の企業に何等一切委託せず、情報信託機能受託企業自社雇用社員に限定してオペレーションする前提で本指針は(総務省にて)編まれている」とパブリックコメント提出者(以下、本項意見者と称す)は解釈した。

根拠は22ページ、23ページ

>個人情報の取り扱いの委託を行う場合には、必要な監督を行うこと。

これ自体は全く正文であるが、必要な監督が 何か、については本指針には記載されていな い、と本項意見者は読み取った。

けだし、ビジネス商慣習ならびに社会的通念 において、委託が一切無いという状況は情報 通信業界においてもはや考えにくい。

ゆえに、情報信託機能受託企業でない他の企業他の企業に運用・オペレーションを、全部または一部を委託して、情報銀行におけるプロファイリングの取扱いを運用・オペレーションする場合にはどのように定義するのか、ということまで本指針に盛り込むべきである。無論、情報信託機能受託企業に他の企業を雇用主として、常駐非常駐問わずして派遣される社員が運用・オペレーションする場合も同様であることは言うまでもない。

ご意見は①委託に関するもの、②準拠法に関す 無るもの、③論理学記号に関するものと理解する。

①の委託について、情報銀行の義務として「個人情報の取扱いの委託を行う場合には、必要な監督を行うこと。」(Ⅲ4(3)・22頁)とあるとおり、認定事業者が委託を行うこと自体は想定されている。

「必要な監督」の内容が指針に記載されていないとの指摘はそのとおりであるが、情報銀行においては個人情報保護法やそのガイドライン等を遵守することとされている(Ⅲ2(1)②・13頁、Ⅲ4(3)・21頁)ほか、認定団体において具体的な内容が定められており、これらを踏まえ情報銀行として必要な監督を行うこととなる。委託先につき、一次二次問わず直接契約を結ぶべきとの意見については参考とさせていただく

②の準拠法について、W2(1)13(30頁)に規定 の準拠法は、個人と情報銀行の間の契約の解釈 に日本法が適用されることを意味するもので あり、基準の厳格さとは直接関係しないと考え る。

③の論理学記号については、現在採用する予定はないが、よりわかりやすい指針となるよう書き方は工夫していきたい。

				T
		また、この委託においては、「委託したとい		
		う事実」すなわちトレーサビリティが可視化		
		されるよう担保されなくてはならないとい		
		うことも言うまでもない。とみに委託、孫委		
		託・・・といった委託の深度を問わず、であ		
		る。		
		それから委託においては委託の深度に限ら		
		ず、必ず情報信託機能受託企業と、一次二次		
		問わず直接契約を結ぶということも検討し		
		ておいたほうがより安全と本項意見者は思		
		料するが、これは議論あって良いと思う。		
		それから別の指摘となるが、30ページ準拠		
		法において、日本法を準拠法とするのは当然		
		である。そこは疑いようの無い正文である。		
		しかしながら例えば GDPR といった日本国よ		
		りも厳しい基準を採用しているところにつ		
		いては基準が逆に緩くなるように読み取れ		
		るがこれは本項意見者だけの読み取りか。誰		
		が読んでも一意となるようにもう少し補足		
		願う。		
		それから最後に8ページ、9ページ、10ペ		
		一ジにおいて、ベン図を用いているのは何ら		
		問題ない。しかしながら理数教育や国語教育		
		とも関連するが、ゆくゆくは論理学記号を用		
		とも関連するが、ゆくゆくは神理学記号を用いたベン図と論理学記号との両論併記とす		
		いたハン図と論理学記方との両論併記とするのも、国民の論理学リテラシー向上には必		
<u> </u>	<i>I</i> /	要ではないか。検討願		for
5	【個人4】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ご指摘のリスクはプロファイリングに関する	無
		スクとしてブフイバシー権侵害、不当な差	リスクではないと考えられるため、情報銀行事	

		明、遠明なおお光ばされていますが ロロヨ	************************************	
		別・選別などが挙げられていますが、反日国	業者による情報の悪用・流出のリスクに関する	
		等による悪用、流出などのリスクが明記され	ご指摘と理解する。	
		ていません。いくら個人情報保護の規定があ	情報銀行においては、個人の利益に相反する利	
		るからと言って、なんの歯止めにもならない	用がなされないようデータ倫理審査会での審	
		企業は実際に存在します。そういう企業に情	査を行うこと(Ⅲ5(1)・25 頁)や、漏えい等が	
		報信託機能を認定しないよう、徹底すべきで	起きないようセキュリティ対策を講じること	
		す。	(Ⅲ2・13 頁~)が定められており、適切な範	
			囲で懸念のようなリスクには対応する仕組み	
			となっている。	
6	【個人5】	>全般的に	指針上、情報銀行には「組織の内部及び外部で	無
		国民としては、個人情報等他重要情報を含む	の伝送される情報のセキュリティを維持する	
		通信の際に、事業者等による VPN を利用して	ための対策を実施すること(通信経路又は内容	
		いても、必ずその上に重ねての通信の暗号化	の暗号化などの対応を行うこと)」(Ⅲ2(2)⑪・	
		が行われるべきと考えるのであるが(※1)、	16 頁) が定められており、ご懸念の点へは指針	
		それがなされるのであれば、とりあえず特段	上必要な範囲で対応するものとなっている。	
		に他に意見する事は無い(今後改正が不要で		
		あるという意味で言っているのではない		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		స్తు).		
		Vu たらうじ I OWAN ファルハ マルトロコ中級用 み IIk		
		※1 例えば、LGWAN においては医療機関や地		
		方公共団体などが個人情報他重要情報を含		
		む情報の通信を行っているが、それらは当然		
		的に、LGWANの VPN による他通信との分離だ		
		けでなく、LGWAN 内での通信についても基本		
		として p2p 暗号化の様な形での、基盤運営事		
		業者が悪意を持っていた場合等においても		
		その内容の盗聴・改竄が行えない様な形での		
		通信を行われるべきと考える (LGWAN を例に		

挙げたが、要するに、事業者等による VPN を 利用していたとしても、VPN によっての通信 の他との分離や暗号化がなされていたとし ても、VPNの内部においても追加での暗号化 通信を行うようにすべきである、という事で ある。暗号鍵などを用いてその様な通信を行 う事は可能なはずであるが、VPN 事業者等に ついても完全に信用出来たものではないの で(LGWAN はソフトバンク系による基盤運営 となっているが、事業者が韓国系、中国系、 あるいは北朝鮮系であったりする事などに ついても考えられる事であろう。地方公共団 体などは韓国系事業者などにシステムの構 築や管理を行わせていたという事態も散見 されたはずだが、その様な場合において、住 民の個人情報等の安全は危険に晒されるも のになっていると考えられるものである。)、 追加での、(VPN 事業者等以外の) 通信を行 う当事者らによる暗号化しての通信の実施 が求められるものと考える。)。

○提出意見数:6件

※提出意見数は、意見提出者数としています。